

基本目標 V

配偶者等からの暴力(DV)の根絶

(日南市DV防止基本計画)

すべての暴力は、重大な人権侵害であり、男女が平等でお互いの尊厳を重んじ、対等な関係づくりを進める男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

特に女性は、配偶者等からの暴力(DV)の被害者になることが多く、被害が潜在化・深刻化しやすい傾向があります。

女性の暴力に対する背景には、固定的な性別役割意識、経済力の格差、職場等における上下関係など、社会構造的な問題があると指摘されています。

このようなことから、様々な機会での女性に対する暴力を許さない社会環境づくりに向けての啓発の推進、DV、性犯罪、ストーカー行為*、すべてのハラスメントなど、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、社会認識の徹底、暴力の防止と被害者の支援に事業者、行政、地域、学校等が連携しながら一体となって取り組みます。

また、DVは「犯罪となりうる重大な人権侵害である」ことの認識など、人権問題に関する市民の意識を深め、人権尊重、暴力を許さないまちづくりを目指します。

日南市男女共同参画社会づくり条例

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) 男女間における暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動

主要施策5-1 男女の人権の尊重

*ストーカー行為：ストーカー規正法において、「同一の者に対し、つきまとい等を繰り返す行うこと」と規定されている。

主要施策5－1 男女の人権の尊重

現状と課題

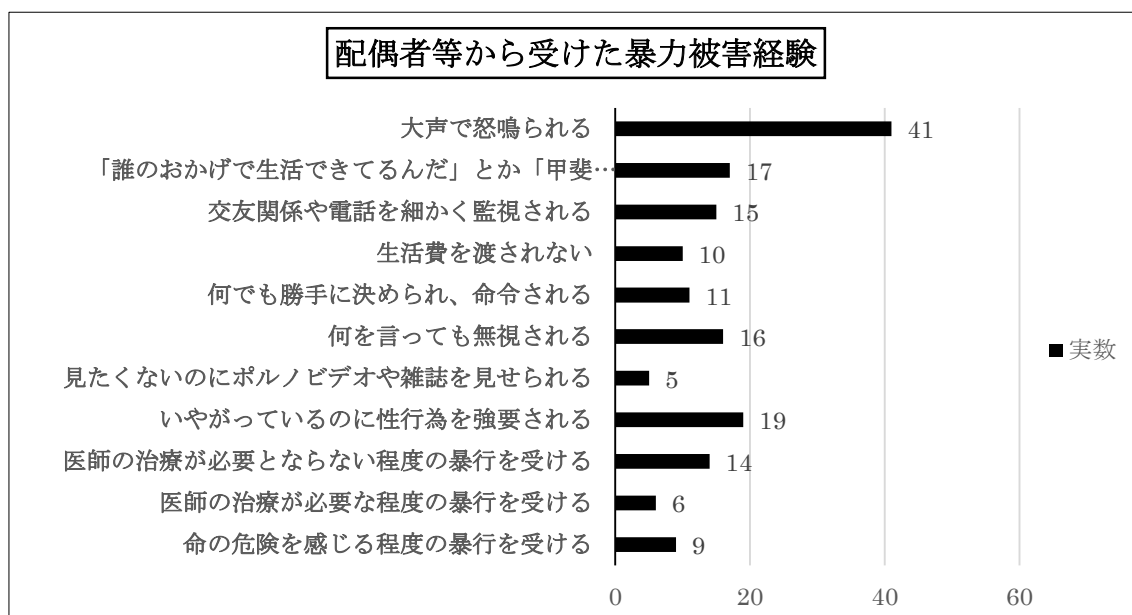
日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等が基本的人権として保障され、関係法令等により男女が性別にかかわらず平等であることや一人ひとりの人権が尊重される取り組みが推進されてきています。

また、国においては、平成20年1月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が改正され、保護命令制度の拡充や、市町村による基本計画策定の努力義務化がされたところです。

しかし、暴力は個人や家庭などに限られた問題と考えられがちですが、インターネットや携帯電話等の普及により、暴力は多様化しています。平成27年5月に実施した市民意識調査によると、28.8%の人がなんらかのDVの被害を受けており、そのうち専門機関に相談した人の割合は、4.5%と被害者のほとんどが専門機関への相談を行っていないという結果となりました。

このような状況を踏まえ、女性に対する暴力を根絶するため、市民一人ひとりが正しい理解を深め、暴力の防止と被害者が安心して相談できる窓口の設置などの支援が求められています。

また、子ども、高齢者、障がい者等は、それぞれ異なる背景や事情を有することから、暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応することが求められています。



資料：平成27年度日南市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査

施策の展開

1 女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶に向けた取組み

- (1) 社会問題となっている女性への暴力に対し、国、県及び市が連携して情報を共有し、実情に応じた対策を講じていくよう努めます。
- (2) 女性に対する人権侵害防止のための市民への意識啓発を進めます。

2 安心して相談できる窓口の充実

民生委員・児童委員や国、県等の関係機関や団体との連携により、被害者の早期発見・保護に努め、誰もが安心して気軽に相談できる窓口の充実を図ります。

3 国・県と連携したDV被害者安全対策と支援

国、県及び市が連携してDV被害者等の精神的なケアに努め、生活支援の充実を図ります。

施策指標

施策の指標	単位	H21 年度	現況値 (H26 年度)	目標値 (H32 年度)
DV防止法を知っている人の割合	%	38.8	40.7	60.0
DV専門相談窓口の設置	箇所	—	—	1
国・県・市等の市内関係機関による連絡会議の設置		—	H23 年度	完了
上記連絡会議の開催	回	—	—	年 1 回
市の関係職員研修会の実施	回	—	年 1 回	年 1 回